

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十二号

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例

る条例

(趣旨)

第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の六第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十三条第一項第三号、第二十八条第一項並びに第三十条の二第一項の規定に基づき、職業訓練の実施に関する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練）

第三条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 主として知識を習得するために行われる職業訓練

二 普通職業訓練で短期間の訓練課程（以下「短期課程」という。）に準ずる職業訓練

三 教科の全てについて簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練

（公共職業能力開発施設で行うとみなすことができる職業訓練）

第四条 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する迅速かつ効果的な職業訓練であることとする。

（職業訓練の基準）

第五条 法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる職業訓練の訓練課程の区分に応じ、当該各号に定める事項について規則で定めるものとする。

一 普通課程（普通職業訓練で長期間の訓練課程をいう。） 訓練の対象者、教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間、設備、訓練生（訓練を受ける者をいう。以下同じ。）の数、職業訓練指導員及び試験

二 短期課程 訓練の対象者、教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間及び設備

三 専門課程（法第十五条の六第一項第二号の長期間の訓練課程をいう。） 訓練の対

象者、教科、訓練期間、訓練時間、設備、訓練生の数、職業訓練指導員及び試験

四 専門短期課程（法第十五条の六第一項第二号の短期間の訓練課程をいう。） 訓練

の対象者、教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間及び設備

（無料とする公共職業訓練の基準）

第六条 法第二十三条第一項第三号の条例で定める職業訓練は、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるものに限る。）の職業訓練とする。

（普通職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準）

第七条 法第二十八条第一項に規定する条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者その他規則で定める者とする。

（高度職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準）

第八条 法第三十条の二第一項の条例で定める者は、法第二十八条第三項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者で、規則で定める者とする。

（規則への委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に職業訓練を受けている者に対する第四条から第六条までの規定の適用については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）第四十三条の規定による改正前の職業能力開発促進法第三十条の二第一項の規定による職業訓練指導員である者は、第八条の条例で定める者とみなす。